

**「長野県建設工事 工事関係書類一覧表（案）」（平成27年1月1日適用 建設部）への**

**質問と回答**

**平成26年12月26日**

**建設部技術管理室**

質 問	回 答
<b>【施工体制台帳関係】（「NO. 24 施工体制台帳」ほか）</b>	
1 「NO.26 下請契約書、委託契約書写し」の留意事項欄には、産廃処理契約書の記載しかないので、施工体制台帳に添付する下請契約書は、産廃処理に係るもののみでよいですか。	現場必携に掲載している「工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について」（平成 15 年 10 月 8 日付け 15 監技第 185 号）に基づき、「産業廃棄物運搬・処分業者との委託契約書」も含め、全ての下請契約書の写しを添付することとなります。 留意事項欄には、産廃処理契約書も添付が必要であることを記載しています。
2 施工体制台帳に添付する書類が多い中、「NO.27 施工体制台帳作成建設工事の下請負人に対する通知の写し」は、下請が複数の場合（通知の内容は同じであり、宛先の下請名だけが異なるだけ）でも、その全社分の写しを添付することが必要ですか。	下請への通知の内容が同じであれば、添付する写しは代表する 1 社分で構いません。 また、複数の下請への通知の宛先を「下請負業者の皆さんへ」とすることも考えられます。
3 「NO.24 施工体制台帳」に、下請への見積依頼書、建設業許可証の写しも添付し提出することが必要ですか。	提出の必要はありません。 検査員等から求められた場合は、提示することで対応してください。
<b>【「NO. 33 工事測量結果」関係】</b>	
1 工事関係書類一覧表の書類の中に「予想出来形展開図」がないので、不要ということですか。	「NO.33 工事測量結果」として、設計と現場が一致し設計図書の修正の必要がない場合は、測量結果を報告することになりますが、予想出来形展開図の提出は不要です。 設計と現場が一致しない等、契約書第 18 条に該当する場合は、「NO.32 設計図書照査確認資料」として予想出来形展開図などの必要資料を作成いただいた上で、監督員と打合せしていただくこととなります。
2 起工測量で設計と変化が無い場合でも、測量野帳の写しなどを付けて報告する必要がありますか。 それでは今までと変わらないのではないですか。	「NO.33 工事測量結果」として、測量結果を付けて報告してください。 工事関係書類一覧表の作成により、手順を明確化させ、業務効率化につなげようとする取組みです。
<b>【「NO. 36 工事記録」関係】</b>	
1 「NO.36 工事記録」様式から「資材」欄が無くなったので、使用した「材料」の数量集計表は、別途必要ではないですか。	使用した材料の集計は、しゅん工書類では不要としました。 「NO.44 材料等納入伝票」は、監督員等が要請した場合、提示が必要となります。 工事の「出来形数量」は、「NO.55 80%予想出来形・数量計算書」として提出が必要となりますので、材料の中でも、根固ブロックや土のうの個数などは、監督員と出来形数量として必要かを協議し、必要に応じ提出することは考えられます。

質 問	回 答
2 使用した「生コン」の数量集計表は、構造物ごとに使用した生コンの種別を確認するため、必要ではないですか。(発注者)	使用した材料の集計は、しゅん工書類では不要としました。 「NO.43 ディーミクスコンクリート納入書」を提出としているので、使用した生コンの種別、品質の確認は可能です。
3 工事記録から「就労人員」欄が無くなったので、「交通誘導員」の実績数量集計表は不要で良いですか。	監督員等が「NO.44 材料等納入伝票」として交通誘導員の伝票を要請した場合は、提示することとなります。 また、交通誘導員数について、設計変更の対象とする場合は、「NO.32 設計図書照査確認資料」として提出が必要となります。  (参考)「現場説明事項・施工条件明示事項」の記載 近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に著しい変更が生じた場合及び、当初設計で予定している施工方法に対して違う方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。
4 「NO.36 工事記録」様式に「最高最低気温」欄が示されていないが、従来から記入を指導されるので、追加して記載することでよいですか。	工事記録への「最高最低気温」の記載は特に求めません。 しかし、受注者が施工管理のため必要と考える場合は、追加記載いただいて差し支えありません。 なお、施工途中における品質管理の結果は「N.56 品質管理図表」として記録され、それを取りまとめ「NO.64 品質管理図表」として提出されることとしております。
<b>【NO. 37 工事打合せ簿】関係 (提出・提示・連絡)</b>	
1 監督員との「連絡」の場合、「NO.37 工事打合せ簿」は不要でよいですか。	連絡は口頭でもよいので、書面に残す必要はないものとなりました。 ただし、受発注者間で連絡という手段が使用できる場合とは、「監督員へ立会を依頼する場合」(共通仕様書 1-1-1-24 の 1) や、「現場で緊急的な事象、災害や事故が発生した場合の監督員への第 1 報」(共通仕様書 1-1-1-33 の 5、1-1-1-40 など) などの事例に限られています。
2 提示・連絡は工事打合せ簿が不要となるので、書面としてその事実が残らなくなります。 後に、受発注者間で「言った言わない」という問題にならないですか。	提示・連絡をした事実を書面に残したい場合は、監督日誌に記入してもらい、工事記録様式の備考欄へ記入するなどの対応について、監督員と打合せしていただくことが考えられます。 提示・連絡した内容が重要な場合は、次の段階として協議等(書面)により記録されることとなります。

質 問	回 答
<p>3 指導監査や現場監督において、「工事関係書類一覧表以外の書類」の提出、あるいは、提示となっている書類の提出を求められた場合は、どのように対応すればよいですか。</p> <p>また、それは「成績評定」に関係してくるのではないですか。</p>	<p>工事関係書類一覧表を作成した取組みは、ルールを明確化し、可視化することで、誰もが同じルールで議論できることも意図していますので、業務上生じた疑問についても、受注者、発注者、検査員等の関係者間で、設計図書などのルールをもとに打合せることが基本と考えます。</p> <p>工事の内容や状況によっては、設計図書の定めによる場合、または監督員、検査員等からの請求によって、一覧表以外の書類の提出を求められるケースはあります。</p> <p>成績評定においては、必要以上の書類作成を理由に加点することはしていません。</p>
<p>4 「NO.37 工事打合せ簿」様式の立会者（発注者・受注者）欄に「印」の文字が表示されていませんが、これまでどおり、両者の押印は必要ですか。</p>	<p>押印してください。</p> <p>工事打合せ簿は押印されたものが書面として有効となります。</p> <p>様式に、「印」の文字を追加します。</p>
<b>【NO.45 立会依頼 関係】</b>	
<p>1 「NO.45 立会依頼」は「連絡」（書面不要）でもよいですか。</p>	<p>立会依頼は、口頭や週間工程表のメール（押印を伴わないので書面に該当しない）により行われている実情も踏まえ、書面または連絡によるものとなりました。</p> <p>書面で提出する場合の「NO.45 立会依頼書」様式はダウンロード一覧に掲載しています。</p>
<b>【検査記録表関係】（NO.46 段階確認関係書類、NO.54 出来形成果表又は出来形図）ほか</b>	
<p>1 監督員が現場立会せず、写真により確認する事は、段階確認、出来形管理のいずれに区分されますか。</p>	<p>段階確認については、事前に施工計画などで監督員と打合せておく必要があります。</p> <p>あらかじめ段階確認と決めてあった事項については、監督員が机上で写真等により確認する場合も、段階確認に区分されます。</p>
<p>2 様式中、「日付」欄と「判定」欄には共に日付が入りますが、違いは何ですか。</p>	<p>様式の一番下に記載のとおり、日付欄には段階確認に先立ち受注者が確認した日付を、判定欄には監督員が確認した日付を記入することとなります。</p>
<p>3 「検測」欄は、段階確認前に受注者が記入しておくものですか、または、空欄にしておいて監督員が記入するものですか。</p>	<p>検測欄の記載方法まではルールとして定めないので、現場ごと監督員と打合せて対応してください。</p>
<p>4 検査記録表を受注者による出来形管理として使用した場合、提示か提出のいずれに区分されますか。</p> <p>出来形管理の測点が2点しかなくても、検査記録表以外に、別途、出来形成果表を提出する必要がありますか。</p>	<p>検査記録表を、施工中の出来形管理測定結果を記録するものとして用いる場合は、「NO.54 出来形成果表又は出来形図」として提示となります。</p> <p>測定数が少ないなどの理由により、上記の記録を取りまとめた書類「NO.62 出来形成果表又は出来形図」の一部として、検査記録表を用いる場合は、提出となります。</p> <p>検査記録表を出来形成果表として用いるかどうか等は、監督員と打合せてください。</p>

質 問	回 答
5 段階確認を受けるべき時期に、「型枠組立完了時」があるが、監督員が判定するための型枠寸法の規格値が規定されていないならば、段階確認する必要性は何ですか。	<p>コンクリート工事における出来形管理基準は、構造物の最終出来形に対する規格値を規定しているため、型枠組立完了時の規格値は設定されておりません。(※)</p> <p>しかし、段階確認の目的には、出来形以外にも、型枠の固定状況、配筋状況、スペーサー設置状況など、品質に係る事項の確認も含まれています。</p> <p>※「コンクリート舗装版工の厚さ」などの一部の工種では、型枠据付後の規格値を設定している場合もあります。</p>
6 施工管理システムを使用して出来形管理書類を作成している受注者もいますので、検査記録表様式をシステムに合わせてもらいたい。	<p>各種の書類作成システムがあると思われます。</p> <p>ホームページに掲載した検査記録表の様式は、左上に「(参考様式)」と記載しているとおり、必ずしもこの様式を使用しなくてもよいこととしています。</p>
7 検査記録表を、段階確認でなく出来形管理として使用する場合、写真を整備する必要はないということによいですか。	<p>写真は、写真管理基準に基づき整備してください。</p> <p>なお、不可視部分については十分配慮いただくようお願いいたします。</p>
<b>【NO.53 工事履行報告】関係</b>	
<p>1 「NO.53 工事履行報告」について、やり方を任意にするのではなく、頻度を定めるなど報告方法を決めた方がよいのではないですか。</p> <p>工事履行報告書様式を用いた場合の記載方法がわからないので、記載例を掲載してもらいたい。</p>	<p>契約書第 11 条（履行報告）の目的は、受発注者が工事の履行（進捗）状況を情報共有することにありますので、報告は、工事の内容に応じ受発注者間の打合せで任意に行われることが望ましいと考えています。</p> <p>このため、報告に使用する様式は、必ず工事履行報告書でなくても、従来の実施工程表や週間工程表を用いた報告でもよく、報告頻度については、工種や工事の進捗状況により異なるものと思われるため定めることはしていません。</p> <p>今後の、試行状況を注視していきたいと考えています。</p> <p>工事履行報告書様式の記載例を掲載します。</p>
<b>【NO.55 80%予想出来形・数量計算書】関係</b>	
<p>1 「NO.20 施工計画書」の「計画工程表」の中に、「80%予想出来形図の提出時期」を記入するよう指導されますが、それは必要ですか。</p> <p>また、舗装工事などの短期工事でも進捗 80%時点で提出するべきものですか。</p>	<p>80%予想出来形図の提出は、設計変更にもつながる事項のため、受発注者間でその提出時期をあらかじめ定め、情報共有することは必要です。</p> <p>提出時期を事前に定めておく方法は、計画工程表に記載することも1つですが、それ以外でも、現場の進捗に合わせ監督員との打合せで決めておけばよいと考えます。</p> <p>また、提出時期は、工事の内容や工種に応じて、監督員と打合せてください。</p>

質 問		回 答
<b>【NO.57 産業廃棄物管理票（マニフェスト）関係】</b>		
1	「NO.57 産業廃棄物管理票（マニフェスト）」がコピー提出から原本提示に変わりましたが、当社の場合、原本は本社管理となるので、提示ができないことが想定されます。	会社の事情や、提示する時期の問題等により、原本提示が困難な場合は、コピー提示での対応をするなどケースバイケースとなりますので、監督員と打合せてください。
<b>【その他】</b>		
1	建築工事にも適用されるのですか。	土木工事が対象で、建築工事には適用されません。